

各 位

平成18年5月10日



会 社 名 **NSW**

(登記社名:日本システムウエア株式会社)

代表者の役職名 取締役社長 中島 秀昌
コード番号 9739 東証第一部
本社所在地 東京都渋谷区桜丘町31番11号
問合せ先
責任者役職名 執行役員常務 経理部長
氏 名 桑原 公生
電 話 03 - 3770 - 1111(代表)

不正取引に関するお知らせ

平成18年4月27日付にてお知らせしました不正取引について、全容解明に向けての調査の結果、平成18年3月期通期の業績に与える影響が確定いたしましたので、本日付で業績予想の再修正をさせていただきました。ここでは、不正取引の概要と同取引が平成18年3月期に与えた影響、ならびに今後の再発防止策の概要について、下記のとおりお知らせいたします。

この度の不正取引に関しましては、お客様、投資家の皆様はじめ関係各位の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることになり、重ねて深くお詫び申し上げます。

記

1. 不正取引の概要と業績に与えた影響

今回の不正取引は平成18年4月27日付にてお知らせしましたとおり、当社の一社員が既存取引先との通常取引の中に証憑類を偽造した架空の機器販売取引を混在させて不正を働いたものであります。具体的には、売上と仕入を計上したものの、売掛金の入金がないという構図になっております。機器や仕入れ支払い資金が直接詐取されたため、この社員に対し刑事告発等を行なうべく、顧問弁護士と協議しております。

本件の全容解明に向け該当案件を全てチェックし取引の真偽につき調査した結果、不正取引金額が確定いたしました。当該不正取引は全て平成18年3月期中に計上されたものであり、業績に与えた影響は通期で売上高3億53百万円、売上総利益53百万円であります。当社会計監査人の指導の下に、当該取引を取り消し、当該社員に対する損害賠償請求権に基づき、詐取された金額4億28百万円を「未収入金」として一旦計上し、期末に「貸倒引当金繰入額」として特別損失に一括計上いたしました。当該不正取引は当期中間期の案件を含みます(注)が、中間決算への影響額が軽微であり、全て当期中に計上されたものであるため、中間決算の修正は行わず期末一括計上により通期決算に反映させております。

(注)中間期の影響額は、売上高129百万円、売上総利益15百万円となっております。

2. 調査方法

当該社員が関わった全ての取引(回収済みの取引を除く受注残、仕掛品、売掛金が存在する全ての取引)に関して、取引の相手先に対し当該取引の真偽をつぶさに確認いたしました。平成18年4月27日時点では、売掛金の滞留先を重点に調査いたしました。今回の全量調査により本件不正取引の業績への影響額は確定したものと考えております。

3. 調査結果

調査の結果、不正取引は36件で特別損失として計上する金額は4億28百万円となりました。

今回の不正取引は、当社の一社員が取引先の印鑑自体を偽造し巧妙に仕組んだ架空のものとはいえ、社内管理体制の不備を突かれたため発生したものであります。特に、担当者を信頼し、担当者単独で完結できる事務手続、取引の実態を上司が確認せず担当者任せとした点等、改善を図るべき多くの反省点が浮き彫りとなりました。今後は二度とこのような事態を発生させないよう次項記載の再発防止策を徹底し、不退换の

覚悟で望む所存であります。

4.再発防止策の概要

本件の全容解明のための調査と並行して、社長を委員長とする対策検討委員会を設置し、今後の再発防止対策を検討してまいりました。その主な内容は次のとおりであります。

(1) コンプライアンスの再徹底

当社ではかねてより、法令順守への取り組みに関し、役職員に対する教育・啓蒙を実施してまいりました。具体的には、コンプライアンス委員会の事務局であるコンプライアンス室主催のセミナーを定期的で開催しております。また、これを補完する手立てとして、e-learningシステムによる学習環境を整備・運用しております。両者ともに年度内での全役職員の受講を必須としており、受講状況を定期的にチェックし、未受講者への受講促進を行っております。当年度につきましては、これらの教育内容の一層の強化・充実を図り、役職員全員が確実に受講することを今まで以上に徹底してまいりました。

(2) 内部牽制の強化

顧客と締結する契約書の内容を見直すとともに、その内容確認ならびに承認手続をより厳格化いたします。

納品物の実物検品を発注元部門と調達部の独立した2部門で行なうことを再度徹底し、納品物の実在性および内容の適切性をより確実に検証いたします。

顧客への請求書の発行ならびに入金予定日の確認、入金の督促については、当該案件の営業担当者ではなく、第三者である営業事務担当者に行なわせることといたします。

売掛金の長期滞留防止のため、滞留売掛金に関する状況報告および回収促進について、当該部門と経理部がより密接に連携を取り合いながら、厳格に実施いたします。

(3) 内部監査の強化

上述の再発防止策につきましては重点監査項目と位置付け、今後の定期監査の必須項目として重点的に監査いたします。

当社は、これらの対策を社内に周知した上で確実に運用し、かつ、リスク管理体制の強化・徹底を図ることにより、二度とこのような事態を発生させない所存であります。

以上